

大阪市立北区民センター
大阪市立大淀コミュニティセンター
指定管理者業務仕様書

令和2年7月

北区役所

【目次】

| | |
|-----------------------------------|------|
| 1 施設の概要 | P 1 |
| 2 施設運營業務 | P 2 |
| 2 - 1 貸館業務 | |
| 2 - 1 - 1 主たる貸館業務 | |
| 2 - 1 - 2 業務詳細 | |
| 2 - 2 点検・報告 | |
| 2 - 3 業務の第三者への委託 | |
| 3 施設管理業務 | P 6 |
| 3 - 1 点検等業務 | |
| 3 - 1 - 1 設備一覧と点検頻度 | |
| 3 - 1 - 2 警備 | |
| 3 - 1 - 3 清掃 | |
| 3 - 2 修繕 | |
| 4 地域のコミュニティ振興に寄与する事業(条例第3条に定める事業) | P 9 |
| 5 電子決済への対応 | P 10 |
| 6 優先団体及び減免団体に関する取扱い | P 10 |
| 7 自主事業について | P 11 |
| 天災その他やむを得ない事由があるときの臨時休館等の取扱いについて | P 12 |
| 「入場料その他これに類する料金の徴収」の取扱いについて | P 15 |

1 施設の概要

大阪市では、昭和40年に「大阪市区役所附設会館条例」（以下「会館条例」という。）を制定し、コミュニティ活動の振興並びに市民の福祉の増進に資するため、大阪市区役所附設会館（以下「会館」という。）を設置している。

会館は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれる街づくりの推進に寄与することを目的としている。

そのような状況において、大阪市立北区民センターは、平成元年に供用を開始しており、延べ床面積2,748.24平方メートル、鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建・地下1階建（地下1階は有料駐車場）、ホール 1室、諸室としての集会室 8室等を備えた施設であり、平成30年度の年間の利用率は86.4% である。また、大阪市立大淀コミュニティセンターは、昭和59年に供用を開始しており、延べ床面積2,310.55平方メートル、鉄筋コンクリート造 4階建、ホール 1室、諸室としての集会室 8室等を備えた施設であり、平成30年度の年間の利用率は71.6% である。大阪市立北立図書館との複合施設であり、それぞれ多くの利用者があり広く区民に利用されている施設であり、円滑な施設運営のためには、それぞれの施設との日常的な情報交換などが不可欠である。

大阪市立北区民センター、大阪市立大淀コミュニティセンター、いずれの施設も地域団体の活動の拠点になっているとともに、企業等による各種イベントにも活用されているなど、非常に重要な施設である。

2 施設運營業務

会館は「コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与する」ことを目的とし、コミュニティづくりに関する普及啓発、情報の収集及び提供、市民の集会その他各種行事の場の提供等の事業を行う会館条例に基づく施設である。そのため、施設の目的、公の施設であることに留意し、市民の利用に支障をきたさないことなどに配慮すること。なお、この施設の利用率については、指定期間を通じて達成すべき目標として大阪市立北区民センターは86%以上、大阪市立大淀コミュニティセンターは76%以上となるようにするとともに、成果指標としては、各センターで利用者が満足と感じる割合を80%以上とすること。

会館運営にあたっては、本市との緊密な協力・連携のもと、以下の基本方針に沿って運営すること。

- ・大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンターをネットワーク化し、効果的、効率的な運営を図り、誰もが利用しやすい施設運営を推進し、均質なサービスの提供に努めること。
- ・本市のコミュニティ関連施設、また市民団体や関係機関等とのネットワークを生かした事業を有機的・効果的に実施すること。特に天神橋筋商店街や大阪市立住まい情報センター、キッズプラザ大阪、天満天神繁昌亭、扇町公園等の周辺施設とは可能な連携を図り、地域の魅力向上や活性化等に努めること。
- ・本市の総合計画、方針・指針等に沿って、業務を遂行すること。
- ・利用者の平等な会館利用を担保すること。
- ・会館の施設・設備等の適正な保守管理を行い、良好な利用環境を利用者に提供すること。

2 - 1 貸館業務

会館の設置趣旨・目的を達成するために会館の運営に支障をきたさないように、窓口には供用時間内は2名程度配置すること。なお、大阪市立北区民センターは、週4日、午前中4時間、3名以上配置すること。

- ・総括責任者として施設の役割・目的を十分認識し、施設の経営能力を備え、管理職として責任ある業務を遂行できる職員を各センターに1名配置すること。
- ・利用者に対する施設等の利用にあたっての注意事項等の説明を適切に行うために、利用者満足度向上に向けた対応を心掛けること。
- ・施設の効用発揮を目的として、本施設には附属設備として様々な機械、装置がある。特段に専門的・技術的知識を必要とする設備以外については、それらを利用者が安全かつ効果的に利用できるようにするため、利用者に説明できる知識を持った職員を配置すること。

2 - 1 - 1 主たる貸館業務

貸館業務の主たるものは、次のとおりとする。

- ・年間（事業）計画策定
- ・施設利用申込の手続き、利用方法諸手続きの説明
- ・予約・予約取消等受付業務（本市が経費を負担する「区役所附設会館等予約システム」を使用すること）
- ・使用許可の認定並びに使用許可書交付業務
- ・利用料金の収受、還付、減免
- ・諸設備、機器、設備、備品等の管理、貸出、点検立会い、補修指示等業務
- ・防火管理業務
- ・労働安全衛生推進業務
- ・利用者の安全確保及び防災並びに事故等の緊急非常事態への対応業務
- ・複合施設としての管理業務及び調整業務（複合施設の場合）
- ・その他円滑な貸館運営に必要な業務

2 - 1 - 2 業務詳細

（１）使用の許可

会館条例第 6 条並びに大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンター使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱に基づき、指定管理者は会館の施設を使用しようとする者に対して使用の許可を行う。

（２）許可の制限（会館条例第 7 条、第 8 条、第 9 条）

使用許可の制限

次に掲げるいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を行わないこと。

- ・公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- ・建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- ・管理上支障があるとき
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 条第 2 条第 2 号）に規定する暴力団の利益になるとき
- ・その他不相当と認めるとき

使用許可の取消し等

次に掲げるいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命じることとする。

- ・偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき
- ・（２）の使用許可の制限に定める事由が発生したとき
- ・会館条例に違反し、又は会館条例に基づく指示に従わないとき

入館の制限

次に掲げるいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館をさせる処置を講ずること。

- ・他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- ・建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- ・他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- ・管理上必要な指示に従わない者
- ・その他管理上支障があると認める者

管理運営の基準

- ・供用時間 午前9時30分から午後9時30分まで
- ・休館日 12月29日から翌年1月3日まで

休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は会館の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得て、休館日又は供用時間を変更することができる。

なお、天災その他やむを得ない事由があるときの臨時休館等については、別添「天災その他やむを得ない事由があるときの臨時休館等の取り扱いについて」に記載。

(3) 利用料金の収受、還付、減免

- ・利用料金は、会館条例及び大阪市区役所附設会館条例施行規則（以下、「規則」という。）に定める範囲内で、指定管理者が本市の承認を得て利用料金を設定すること。
- ・指定管理者は、利用料金の収受、還付を行うこと。
- ・会館の管理業務に関わる収入及び支出については、法人等の口座とは別に、管理業務用の独立した口座で管理すること。
- ・本施設は、北区における地域コミュニティの振興を目的として設置された施設であり、その目的に沿った活動を行うと区が認める団体が行う事業については、利用料金の減免を行うこと。減免の詳細については、第6章にて記述する。
- ・なお、入場料その他これに類する料金の徴収については、別添「入場料その他これに類する料金徴収」に記載。

(4) 防火管理業務

本施設は不特定多数の人が出入りする施設であり、甲種防火対象物の防火管理者を必ず配置すること。

(5) 利用者の安全確保及び防災並びに事故等の緊急非常事態への対応業務

指定管理者において非常災害時及び事故時の対応マニュアルを作成するとともに、大阪市立北区民センターは、北区における自主避難場所や災害時避難所、ボランティアセンターに、大阪市立大淀コミュニティセンターは、北区における自主避難場所や遺体仮収容(安置)所になっているため、本市と日常的に連携を図り、必要な協力を行うこと。

(6) 複合施設等としての管理業務及び調整業務

大阪市立北区民センターは北区役所との併設施設、大阪市立大淀コミュニティセンターは大阪市立北図書館との複合施設である。複合施設等を使用・管理するものとして、施設の運営等には共同して管理を行うなど他施設と十分調整を図り、施設運営に遺漏のないようにすること。なお、大阪市立大淀コミュニティセンターの管理区分については、「複合施設の維持管理に関する協定書」に定めるとおりとする。

(7) その他円滑な運営に必要な業務

本施設の円滑な運営に当然に必要と思われる業務については、本仕様書に特段定めがない場合においても、善良なる管理者の義務をもって行うこと。

2 - 2 点検・報告

指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、本市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行うこと。

当該意見聴取及び自己点検の結果を定期的集約し、本市に報告すること。また、本市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、前述の利用者からの意見聴取や点検項目を定め、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置する。

2 - 3 業務の第三者への委託

当該業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、「2 - 1 - 1 主たる貸館業務」に指定する業務については、これを第三者に委託してはならない。当該業務の一部を他に委託する場合は、本市の指定する書面による承諾が必要となる。なお、第三者に委託している場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行う。

第三者に委託する場合は、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施すること。なお、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と委託の契約を締結してはならない。また、委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

3 施設管理業務

施設及び設備の維持管理に関する業務にあたっては、施設・設備等の機能を良好に維持し、安全・清潔・快適な利用の提供ができるように保守管理し、その安全性の確保、機能保持、及び耐久性の向上を確保すること。また、維持管理にかかる費用については、基本的に業務代行料の範囲で指定管理者が支払うこととするが、施設管理に伴う危険負担については、基本協定に基づき対応をすること。

また、大阪市立大淀コミュニティセンターは、第1章記述のとおり、大阪市立北図書館との複合施設となっており、共用部分に関する作業については、北区役所と教育委員会事務局で取り交わしている「複合施設の維持管理に関する協定書」に基づき費用を按分しており、専有部分については各所属において対応することとしている。なお、その按分割合は大阪市立大淀コミュニティセンター：大阪市立北図書館 = 73.6%：26.4%である。

3 - 1 点検等業務

点検等業務の範囲は、次のとおりとする。ただし、会館の自家用電気工作物の保安業務は、大阪市が選任する電気主任技術者の指示のもとに行うものとする。

- (ア) 電気及び機械設備保安点検業務
- (イ) 消防設備点検業務
- (ウ) 警備保安業務（機械警備業務を含む）
- (エ) 清掃業務（ごみ処理を含む）
- (オ) 駐車（駐輪）スペースの管理業務（大阪市立北区民センター有料駐車場部分を除く）
- (カ) 植栽等環境整備業務
- (キ) 施設・機器保守点検業務
- (ク) その他円滑かつ良好な施設管理に必要な業務

利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とする。なお、会館の維持管理にあたっては法令等を遵守することとし、市の許可なく施設の改造は行わないこと。

また、大淀コミュニティセンターは、第1章記述のとおり、北図書館との複合施設となっており、共用部分に関する作業については、所管所属間で取り交わしている協定書に基づき費用を按分しており、専有部分については各所属において対応することとしている。

その按分割合は北区：教育委員会事務局 = 73.6%：26.4%である。

3 - 1 - 1 設備一覧及び点検頻度

設備一覧及び点検頻度は、次のとおりとする。

大阪市立北区民センター

| | 設備名称 | 点検名称 | 点検頻度 | 備考 |
|---|-------|------|-------|-----|
| 1 | 電気設備 | 保安点検 | - | 業務外 |
| 2 | 機械設備 | 保安点検 | - | 業務外 |
| 3 | 消防設備 | 法定点検 | - | 業務外 |
| 4 | 空調設備 | 保守点検 | 年2回以上 | |
| 5 | 舞台設備 | 保安点検 | 年1回 | |
| 6 | 昇降機設備 | 法定点検 | 月1回以上 | |
| 7 | 自動ドア | 保守点検 | 年4回 | |
| 8 | 受水槽 | 水質検査 | 年1回 | 業務外 |

大阪市立大淀コミュニティセンター

| | 設備名称 | 点検名称 | 点検頻度 | 備考 |
|---|----------|------|-------|--------------|
| 1 | 電気設備 | 保安点検 | - | 業務外 |
| 2 | 消防設備 | 法定点検 | 年2回 | 図書館と合同で実施 |
| 4 | 空調設備 | 保守点検 | 年2回以上 | |
| 5 | 舞台設備 | 保安点検 | 年1回 | |
| 6 | 昇降機設備 | 法定点検 | 月1回以上 | 複合施設 73.6%負担 |
| 7 | 自動ドア | 保守点検 | 年4回 | 複合施設 73.6%負担 |
| 8 | 受水槽・高架水槽 | 水質検査 | 年1回 | 複合施設 73.6%負担 |

3 - 1 - 2 警備

開館時間、閉館時間に関わらず、施設内の防犯、火災予防に努め、それらを発見した場合は直ちに適切な措置を講じること。

閉館時間については、機械警備等により適切な措置を講じること。

3 - 1 - 3 清掃

(1) 施設内清掃

床面清掃（ワックスがけ/月1回）、除塵、汚損部分の除去、施設内のゴミ集積・ゴミ出し、玄関マット（北区民センターのみ）等、利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。

(2) トイレ、洗面所清掃等

施設内のトイレの便器、洗面所等の洗浄・除菌、汚物類の収集処理、床面、壁面及び鏡面の清掃、トイレットペーパー及び液体石鹸の補充、便器洗浄脱臭装置・便座除菌

クリーナの設置等、利用者が快適に利用できるよう、適切に行うこと。

(3) 施設外清掃

駐車場（大阪市立北区民センター有料駐車場部分を除く）及び駐輪場を、利用者が快適に利用できるよう適切に清掃を行うこと。

(4) その他

害虫等駆除業務（年1回）、大阪市立大淀コミュニティセンター敷地内の樹木の剪定・薬剤散布（年1回）、ピアノ調律（年1回）のほか、施設内の備品や設備等についても、利用者が快適に利用できるよう清掃等を適切に行うこと。

3 - 2 修繕

修繕が必要となった場合は、市と指定管理者により協議を行い、設備の基幹的な部分の修繕については市側の発注、基幹的な部分以外の部位（電灯の交換など）については指定管理者の発注とする。

4 地域のコミュニティ振興に寄与する事業（条例第3条に定める事業）

会館においては、その設置趣旨から、会館において行われるべき業務が会館条例によって次のとおり定められている。

会館条例

第3条 会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) コミュニティづくりに関する普及啓発
- (2) コミュニティづくりに関する情報の収集及び提供
- (3) 市民の集会その他各種行事の場の提供
- (4) その他市長が必要と認める事業

条例の趣旨を達成するため、指定管理者はコミュニティづくりに関する普及啓発、情報の収集及び提供に取り組むこと。また、ホールや集会室を活用し、地域コミュニティをキーワードに、地域活動協議会をはじめ、区世帯数の約9割を占めるマンション等のコミュニティ活性化に資するセミナーやイベントを1回2時間程度、年間5回程度実施すること。

この事業については、会館の指定管理者として本来行うべき事業（以下「目的事業」という。）であり、自主事業とは異なるものである。そのため、会計処理などは自主事業とは明確に区分するものとする。

5 電子決済への対応

今回の指定管理期間から、本市においては会館の利用料金の収納にはコンビニ収納を導入することとし、その対応は必須とする。

コンビニ収納への対応には、利用料金を管理する口座ごとに収納代行業者と契約をする必要があり、契約に当たっての経費は指定管理者において負担することとする。収納代行業者は現時点においては選定準備中であり、決定次第連絡する。

コンビニ収納の場合、必要となると思われる経費は次のとおりである。なお、収納代行業者によって異なる場合があるため、参考情報とする。

初期費用 15,000円（各センターごと）
システム基本使用料 1,000円（月額）
（口座入金手数料含む）

金額は税抜価格

決裁手数料は利用者負担とするため、指定管理者において負担は不要。

6 優先団体及び減免団体に関する取扱い

第1章に記述してあるように、本施設については、地域におけるコミュニティ活動の振興を目的として設置されている施設であり、今後ともその趣旨であることは変わらない。

そのため、この間北区において実施してきた「優先利用」と「減免」については、今後とも実施していくこととする。

従来「優先利用」については、「大阪市立北区民センター・大阪市立大淀コミュニティセンター使用許可及び使用期間等にかかる取扱い要綱」に基づき、使用期日の9月前を限度として使用する申請を受理することが出来るものとされており、また地域振興、社会福祉、社会教育等に関する団体で、区において定められている別表に記載されている団体が行う行事等については優先利用の対象となる運用を行っている。

また、「減免」については、「大阪市区役所附設会館使用料の減免に関する要綱」において使用料の免除又は減額が出来る場合を定め、この要綱に基づき使用料を減免することが出来る団体等及び行事又は集会の基準を明らかにするため、「北区役所附設会館使用料減免規程」を定めてきた。

利用料金移行に当たっても、会館の設置趣旨から鑑み、優先利用と減免の取扱いについては継続することが前提であると考えており、優先利用及び減免に関しても、指定管理者の判断に全面的に委ねるのではなく、本市が別途要綱として定めるルールに従って施設の運用

を行うことになるため、施設の設置趣旨、本市の考え及び関連する諸ルールを十分に踏まえ
たうえで応募すること。

7 自主事業について

指定管理者は、会館における空き施設を利用して、施設の設置目的に沿った自らが企画し
た事業（以下「自主事業」という。）を行うことができる。指定管理者が行う自主事業につ
いては、次の要件を満たすものでなければならない。

なお、自主事業を実施するにあたっては、本市の事前承認を得ること。

- 1．指定管理者が企画・実施する事業であること
- 2．事業の目的が会館の設置目的内であること
- 3．会館で実施されること
- 4．指定管理者の自主採算であること

第4章において記述している「地域のコミュニティ振興に寄与する事業（条例第3条に定
める事業）」は、前述のとおり、会館の指定管理者として本来行うべき目的事業であり、自
主事業とは異なるものである。そのため、会計処理などは目的事業と自主事業とは明確に区
分するものとする。

自主事業は、指定管理者が施設の有効活用の観点から、会館において、空き施設を活用し
て施設の設置趣旨に沿った事業を実施するものであり、収益を上げて問題ないが、一般の
利用者の利用を妨げるものであってはならず、また、自主事業として区分されるためには、
施設の設置趣旨に沿った活動でなければならない。

指定管理者が減免団体に指定されている場合、自主事業において減免対象となる事業は、
本市が示す要綱に定められている「コミュニティ活動の振興に関する事業のため使用するど
き」に限定されることに留意すること。

天災その他やむを得ない事由があるときの臨時休館等の取扱いについて

区役所附設会館条例では、天災その他やむを得ない事由があるときは、臨時休館(第4条)又は、供用時間の変更(第5条)ができることになっており、自然災害及び新型インフルエンザ等感染拡大時の取扱いについては次のとおりとする。

1 自然災害への対応

ア 全市的に統一して臨時休館又は供用休止(供用時間の変更)とする場合

- ・ 以下の場合を想定。
 - (1) 市内に特別警報が発令される場合
 - (2) 市内に警戒レベル3以上の避難情報が発令される場合
 - (3) 大阪市災害対策本部が設置される場合(「エ」を参照)
- ・ ただちに、臨時休館(全日休館するケース)又は供用休止(休止する時間帯が全日ではなく限られるケース)に移行。後日、告示手続きを実施。
- ・ その間、施設を使用できないことを区ホームページ等で広報し、使用料は全額還付する。

イ 近畿圏への台風接近に伴い市内に暴風警報が発令される場合

- ・ 府域に強い台風<府域の予想最大風速(陸上)が30m/s以上(気象庁の階級で「強い台風」相当以上)を目安>が上陸、あるいは接近する恐れがあるときは、大阪市災害対策本部が設置されることになるので、アの扱い(統一しての臨時休館又は供用休止)とする。
- ・ 強い台風接近のケースを除き、暴風警報が発令される見込みの日の利用については、事前に、利用申請者に連絡を入れ、不要不急の外出及び開催の自粛を呼びかける。利用を取りやめた場合には使用料を全額還付する。どうしても利用したい申請者がいる場合は、使用取消しを行うと損害の保障を求められることも想定されるため、実施に伴う損害等は利用者がすべて負う旨の誓約書を取り、使用させることができる。
- ・ ただし、区において、台風接近前から暴風警報解除までの間、区役所附設会館に自主避難場所を設けるなど、区長の判断により必要と認められる場合は、臨時休館(全日休館するケース)又は供用休止(休止する時間帯が全日ではなく限られるケース)にすることができることとする。その場合は、利用申請者に連絡を入れ、使用できなくなった旨を伝え、使用料を全額還付する。後日、臨時休館等の告示手続きを実施。

ウ ア(1)(2)及びイ以外の警報(高潮警報等)が発令される場合

- ・ 区によって影響を受ける状況が大きく異なるため、イの暴風警報の扱いに準じた対応をするかどうかは区長の判断とする。

エ 地域防災計画との関連

- ・ 地域防災計画に基づき大阪市災害対策本部が設置される場合(災害対策警戒本部、情報連絡体制設置は除く)、BCP(業務継続計画)が発動され、附設会館は、多くが大規模災害時の役割としてはボランティアセンター、災害時避難所、遺体(仮)安置所となっており、この運営に必要な業務はBCP発令時の優先業務と位置づけられるが、通常の貸館業務は一般の市民利用のためのものであり、BCP対応業務ではないため、BCP発動の間、附設会館については臨時休館とする。
- ・ その間、施設を使用できないことを区ホームページ等で広報し、使用料は全額還付する。

2 新型インフルエンザ等(新型コロナウイルスを含む)感染拡大防止への対応

ア 本市が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言区域に指定されている場合

【緊急事態措置として附設会館が施設使用制限要請の対象となっている場合】

- ・ 施設使用制限要請が発動される期間中は、臨時休館とする。後日、告示手続きを実施。
- ・ その間、施設を使用できないことを利用申請者に連絡するとともに、区ホームページ等で広報し、使用料は全額還付する。利用申請者が利用を取り下げない場合は、許可取消を行う。
- ・ また、期間中は、新たな申込みは受け付けない。

【緊急事態措置として施設使用制限要請が発動されていない場合】

- ・ 利用許可を行っている既予約者に連絡し、外出、イベント開催の自粛が要請されていることを説明し、開催自粛を強く呼びかける。利用を取りやめた場合には使用料を全額還付する。
- ・ どうしても利用したい申請者がいる場合は、訴訟リスクがあり使用取消しができないため、万全の感染拡大防止対策を講じる旨の誓約書を取り、使用させる。
- ・ また、自粛要請により利用されない日や時間帯・施設については早々に供用休止を行い、新たな申込みは受け付けないようにする。供用休止の措置は後日、告示手続きを実施。供用休止を行うまでの間、申込みを受け付けた場合は基本、使用不許可(訴訟リスクあり)にする。

イ 市として外出、イベント開催自粛要請が行われている場合(緊急事態宣言は未発出)

- ・ 要請期間中、利用許可を行っている既予約者に連絡し、外出、イベント開催の自粛が要請されていることを説明し、開催自粛を呼びかける。利用を取りやめた場合には使用料を全額還付する。
- ・ どうしても利用したい申請者がいる場合は、使用取消しができない(訴訟リスクあり)ため、万全の感染防止対策を講じる旨の誓約書を取り、使用させる。
- ・ また、新たな申込みについては、開催自粛を呼びかけ極力、申込みを取り下げさせる。

申請を受理した場合、感染拡大防止の条件を満たさないものは使用不許可(訴訟リスクあり)にするとともに、感染拡大防止の条件を満たすものに限り、万全の感染拡大防止対策を講じる旨の誓約書を取り、使用させる。

- ・ イベント開催自粛等により強い要請が行われた場合などには、新たな申込みを受け付けないよう、供用休止への移行も検討する。

「入場料その他これに類する料金の徴収」の取扱いについて

附設会館条例において、「入場料その他これに類する料金を徴収する場合」の施設使用料については通常料金の 1.5 倍の料金を徴収することとされており、ワーキングでの検討をふまえ、以下の取り扱いとする。

1 「入場料等徴収」の定義

「入場料その他これに類する料金の徴収」とする範囲としては、「入場料」など利潤を含む金銭のやり取りが行われている利用形態のことを指すと考え、単純なチケット販売の形だけでなく、物品販売等も含めた営利目的の利用も「入場料その他これに類する料金」のうちに含めて考える。

ただし、主催者が会費等を徴収するとしても、テキスト代、材料費など主催者側に利益が上がらず、参加者から徴収した金員が実施に必要な経費と相償する程度のものである場合は、「実費弁償」として割増料金は取らないものとする。

2 確認方法

- ・ 主催者が「入場料等徴収」と認め、割増料金に同意している場合は、割増料金を適用する。 確認は不要
ただし、利用日までに、事情の変更があり、「収支計画書」が提出され、利益があがらないことが確認できた場合は、還付手続きを行う。
- ・ 主催者が「入場料等徴収」と認め、が、「実費弁償」を主張し、割増料金の適用に同意しない場合は、「収支計画書」の提出を依頼し、「収支計画書」上、利益があがらないことが確認できた場合は、通常料金を適用する。ただし、主催者が、「収支計画書」の提出をしない場合は、割増料金を適用する。
- ・ 「収支計画書」上、利益があがらないことを確認し、通常料金を適用していたが、利用日までに事情の変更があり、利益があがると確認できた場合は、追徴する。

利用日後に申請と異なることが判明した場合、現行の条例の定めにおいては、利用日以降における追徴及び還付はできない。

主催者が申込時に「入場料等徴収」なしと申請していて、利用日までに、入場券を販売しているなどが判明した場合は、「収支計画書」の提出を求め、利益があがると確認できた際は追徴する。

申し込みにあたっては、「利用者」に申込内容に虚偽がないことを誓約する」にチェックをさせておく

4 窓口での手続きイメージ

